

投資信託への非上場株式組入れに係る検討状況について

2022年11月18日
一般社団法人 投資信託協会



一般社団法人
投資信託協会



一般社団法人

投資信託協会

投資信託への非上場株式組入れに係る検討状況について

金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」「中間整理」での提言(2022年6月22日公表)

I.成長・事業再生資金の円滑な供給、1.スタートアップ・非上場企業への成長・事業再生資金の拡大

(1)機関投資家による資金供給の拡大、②投資信託への非上場株式の組み入れ

米国では、上場前に大きく成長する企業の増加に伴い、ミューチュアルファンド等による上場前後を跨いだクロスオーバー投資が増加している。

こうした投資は、レイターステージのスタートアップの大規模な資金需要を満たすとともに、スタートアップが上場前後の市場の分断を乗り越えて持続的に成長することに資するものとされている。

我が国では現行法令上、投資信託への非上場株式の組み入れは禁止されていないが、投資信託の健全な運用を確保する観点から必要な枠組みを整備する必要がある。具体的には、投資信託協会において、非流動性資産である非上場株式の組入れ比率のあり方や、基準価額の算定における非上場株式の評価のあり方(評価を更新すべき場合や頻度を含む評価方法のあり方、評価体制の整備・検証等)について、適切な枠組みを整備すべきである。

金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第21回(2022年10月14日開催)で記載の進捗状況

●10月14日開催の市場制度WGに係る「成長資金供給に係る制度整備の進捗状況①」(全般)における記載内容

●「運用専門委員会」(4回開催)において、投資信託に非上場株式の組入れを行うための枠組みの整備(①非流動性資産の組入れ比率のあり方、②基準価額の算定における非上場株式の評価のあり方)に向けて検討中(2023年3月までに結論を得る。)

投資信託協会【自主規制委員会「運用専門委員会」、政策委員会「プライベートアセットへの投資家層拡大に向けた勉強会」の検討・活動状況】

●本会自主規制委員会の下に設置されている「運用専門委員会」で複数回(4/7,5/18,7/29,9/22,11/24開催予定)の議論を重ね、

①非上場株式の組入れ比率の適正なあり方(主に、米国ミューチュアルファンドにおける組入れ基準等を参考として検討中)

②投資信託の基準価額算定の際に用いる非上場株式の評価のあり方(企業会計基準委員会の「時価の算定に関する会計基準」(国際財務報告基準(IFRS)及び米国会計基準を含む「公正価値測定」)の採用の明確化などを検討中)

③その他非上場株式等の組入れに際しての審査等のあり方 等についての検討を実施している。

(金融庁との意見交換(5/26,6/16,7/27,8/18)、企業会計基準委員会との会計上の論点について意見交換(6/2)等も実施。)

●これら検討内容については、2023年3月までに結論を得られるよう、今後も引き続き、鋭意検討を重ねていく予定。

●別途、本会政策委員会の下に「プライベートアセットへの投資家層拡大に向けた勉強会」を新たに設置し(7/25,9/16開催)、単に規則等の整備に留まらず、諸外国の状況等周辺環境の確認等を通じ、制度整備後、より円滑な運営が可能となるような取り組みも並行して進めている。